

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年3月2日

近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務については、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」について具体的に推進を図るため関係行政機関との協議・調整項目、関係NPO団体等との計画推進のための連携施策及び再生計画の推進に関する取り組みを広く周知するための方策等について検討するものであり、業務の実施にあたっては、琵琶湖・淀川流域圏における水理・水文・水質・生態系に関するデータベース、水質保全・水質浄化手法に関する高度な知識、水環境についての高度な知識及び関係省庁、地元自治体、NPO団体等との相互連携・調整ができる能力を有していることが求められることから、(財)琵琶湖・淀川水質保全機構(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度琵琶湖・淀川流域圏再生推進検討業務
- (2) 業務内容 「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に係る関係行政機関との協議・調整項目に関する検討及び「琵琶湖・淀川流域圏連携交流会」との連携調整
- (3) 履行期限 平成20年3月31日

### 3. 業務目的

本業務は、平成17年3月に策定された「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」について、関係省庁及び地方公共団体で組織された「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」が行う、平成19年度の評価手法の検討、実施事項の提案、今後さらに計画を推進するための調査検討及び調整、「琵琶湖・淀川流域圏連携交流会」との連携、及び再生計画推進に関する取り組みを広く周知するための広報手法等について検討するものである。

### 4. 応募要件

- (1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

#### 1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コンサ

ルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているとともに平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

水質保全、水質浄化手法に関して高度な知識を有していること。

水環境について高度な知識を有していること。

関係省庁、地元自治体、NPO団体等との相互連携・調整ができる能力を有していること。

3) 設備・システムに関する要件

琵琶湖・淀川流域圏における国・地方公共団体等が有する水理・水文・水質・生態系に関するデータベースの利用が必要になった時に、直ちに利用できる環境が整っていること。

4) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

5) 業務執行体制に関する要件

近畿地方整備局管内に本・支社(店)または営業所があること。

琵琶湖・淀川流域圏における水理・水文・水質・生態系（以下、「水環境」という）に関する有識者等による学術的委員会（5名以上）を過去5年間で開催した実績があること。

6) 業務実績に関する要件

平成13年度以降に、業務が完了し、引き渡しが済んでいる業務で、国の機関（（独）水資源機構を含む）又は地方公共団体の発注による、以下に示される同種業務の実績を有していること。

同種業務：琵琶湖・淀川流域圏における国・地方公共団体等が有する水理・水文・水質・生態系に関するデータベースを利用した水環境の管理に関する業務

(2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

1) 資格要件

以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（建設部門又は環境部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。ただし、平成13年度以降の合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者。

イ) R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋、又は、建設環境部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

ウ) 国土交通省（（独）水資源機構含む）又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、技術士（建設部門又は環境部門）の資格、又はR C C M（河川、砂防及び海岸・海洋、又は、建設環境部門）の資格を取得している者。

エ) 国土交通省（（独）水資源機構含む）又は地方公共団体において指導・管理の職に

あった者で、請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が20年以上あり、そのうち総括管理を2年以上経験した者。

オ)国土交通大臣が技術士(建設部門又は環境部門)の資格と同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

## 2)業務実績

平成13年度以降に、業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、国の機関((独)水資源機構を含む)又は地方公共団体の発注による、以下に示される同種業務の実績を有していること。

同種業務：国・地方公共団体等が有する水理・水文・水質・生態系に関するデータベースを利用した水環境の管理に関する業務

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44

国土交通省近畿地方整備局 企画部 広域計画課 地方計画係

TEL：06-6942-1141 FAX：06-6942-7463

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年3月2日から平成19年3月22日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は10時00分から17時00分まで)

(1)に同じ。

手渡しとする。

### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年3月23日17時00分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)

または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

## 6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出  
予定期限：

平成19年4月16日 17：00

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていないなければならない。

(5) 詳細は説明書による。